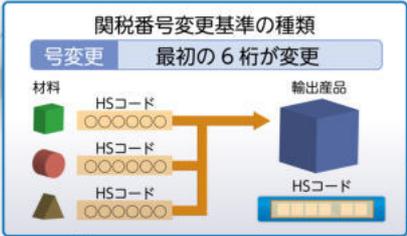
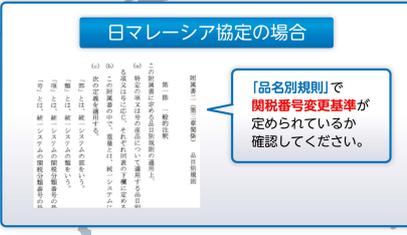


非原産材料を使用して生産される製品（関税番号変更基準）

シーン	画面イメージ	ナレーション
1		<p>「非原産材料を使用して生産される製品」の場合、品目別規則等に、主に3種類の基準が定められています。</p>
2		<p>ここでは、関税番号変更基準について説明します。「関税番号変更基準」とは、非原産材料のHSコードと製品のHSコードの間で、番号の変更をともなう生産、加工が行われた場合、その産品を原産品とする基準です。</p>
3		<p>関税番号変更基準には、2桁レベルでの変更、4桁レベルでの変更、6桁レベルでの変更があります。</p>
4		<p>例えば、日本で生産したHS 8 4 7 1 . 3 0のパソコンを日マレーシア協定における原産品として、マレーシアに輸出する場合、</p>
5		<p>まずは、日マレーシア協定の品目別規則で、関税番号変更基準が定められているかをご確認ください。</p>

非原産材料を使用して生産される産品（関税番号変更基準）

シーン

画面イメージ

ナレーション

6

日マレーシア協定の場合

品目別規則の要件の要件 (HS8471.30)

第8401.10号から第8485.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

又は、原産資格割合が40%以上であること (第8401.10号から第8485.90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)。

※複数の基準が定められている場合、いずれかの基準を選択することができます。

日マレーシア協定の品目別規則では、HS 8 4 7 1 . 3 0 の産品は、関税番号変更基準が定められており、号変更すなわち、6桁レベルでの変更が求められています。

7

日マレーシア協定の場合

仕入れた材料

CPU	HS8542.21
計算機	HS8470.30
半導体メモリ	HS8542.21
ハードディスク	HS8571.70
液晶機器	HS8571.60

輸出する産品

パソコン
HS8471.30

次に、輸出産品であるパソコンと、パソコンを生産するために使用した各材料のHSコードを調べます。各材料とパソコンのHSコードを確認し、生産、加工などの結果、6桁レベルで変更が生じていれば、関税番号変更基準を満たすことになります。

8

日マレーシア協定の場合

仕入れた材料

CPU	HS8542.21
計算機	HS8470.30
半導体メモリ	HS8542.21
ハードディスク	HS8571.70
液晶画面	HS8571.60

輸出する産品

パソコン
HS8471.30
原産品○

この場合、材料が全て非原産材料であっても、日本で生産されたパソコンは、協定上の原産品となります。

9

日マレーシア協定の場合

仕入れた材料

CPU	HS8542.21
計算機	HS8470.30
半導体メモリ	HS8542.21
ハードディスク	HS8571.70
液晶画面	HS8571.60

輸出する産品

パソコン
HS8471.30
原産品？

同じパソコンでも、日タイ協定では、HS 8 4 7 1 . 3 0 のパソコンは、項変更すなわち4桁レベルでの変更が求められています。協定によって条件が異なりますので、ご注意ください。